

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成23年2月18日

**【事業年度】** 第23期(自平成21年3月1日至平成22年2月28日)

**【会社名】** 株式会社エーアイテイー

**【英訳名】** A I T C O R P O R A T I O N

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 矢倉英一

**【本店の所在の場所】** 大阪市中央区伏見町四丁目4番1号

**【電話番号】** 06 - 6205 - 2612(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理財務部長 山本章功

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市中央区伏見町四丁目4番1号

**【電話番号】** 06 - 6205 - 2612(代表)

**【事務連絡者氏名】** 経理財務部長 山本章功

**【縦覧に供する場所】** 株式会社エーアイテイー 東京支社  
(東京都港区芝5丁目33番7号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年5月24日に提出いたしました第23期(自平成21年3月1日至平成22年2月28日)の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第2 事業の状況

##### 4 事業等のリスク

#### 第4 提出会社の状況

##### 3 配当政策

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第2 【事業の状況】

##### 4 【事業等のリスク】

(訂正前)

(前文省略)

(1)~(3) (省略)

(4)法的規制について

(国際貨物輸送事業)

当社グループの行う国際貨物輸送事業は、輸送手段(船舶・自動車等)を所有・運用せず、荷主の需要に応じて、船会社等の実運送業者のサービスを利用して貨物輸送を行い、顧客(荷主)に対して輸送責任を引き受ける貨物利用運送事業者として「貨物利用運送事業法」の規制を受けております。当社グループでは「貨物利用運送事業法」に基づき、国土交通大臣より「第一種貨物利用運送事業」の登録及び「第二種貨物利用運送事業」の許可を受けております。当該登録及び許可には期限の定めはありませんが、貨物利用運送事業に関し不正な行為を行った場合などの事由により、期間を定めた事業の全部もしくは一部の停止、あるいは、登録・許可が取り消される可能性があります。

また、当社グループでは貨物輸送に附帯する業務として通関業を行っており、所轄税関長より「通関業法」に基づく通関業の許可を受けております。当該許可についても期限の定めはありませんが、不正な手段により通関業の許可を受けたことが判明した場合などの事由により、許可が取り消される可能性があります。

当社グループでは中国においても、無船承運(NVOCC)業務経営資格登録、無船承運(NVOCC)業務営業許可を受けており、これらの登録・許可についても不正行為を行った場合に登録・許可が取り消される可能性があります。

許認可等の名称	所轄官庁等	許認可等の内容	有効期限
第一種貨物利用運送事業	国土交通大臣	事業経営の登録	期限の定め無し
第二種貨物利用運送事業	国土交通大臣	事業経営の許可	期限の定め無し
通関業	所轄地稅関長	事業経営の許可	期限の定め無し
無船承運(NVOCC)業務経営資格登録	中華人民共和国交通部	事業経営の登録	2010年12月7日
無船承運(NVOCC)業務営業許可	中華人民共和国上海工商局	事業経営の許可	2015年11月8日

(その他事業)

(省略)

(訂正後)

(前文省略)

(1)～(3) (省略)

(4)法的規制について

(国際貨物輸送事業)

当社グループの行う国際貨物輸送事業は、輸送手段(船舶・自動車等)を所有・運行せず、荷主の需要に応じて、船会社等の実運送業者のサービスを利用して貨物輸送を行い、顧客(荷主)に対して輸送責任を引き受ける貨物利用運送事業者として「貨物利用運送事業法」の規制を受けております。当社グループでは「貨物利用運送事業法」に基づき、国土交通大臣より「第一種貨物利用運送事業」の登録及び「第二種貨物利用運送事業」の許可を受けております。当該登録及び許可には期限の定めはありませんが、貨物利用運送事業に関し不正な行為を行った場合などの事由により、期間を定めた事業の全部もしくは一部の停止、あるいは、登録・許可が取り消される可能性があります。

また、当社グループでは貨物輸送に附帯する業務として通関業を行っており、所轄税関長より「通関業法」に基づく通関業の許可を受けております。当該許可についても期限の定めはありませんが、不正な手段により通関業の許可を受けたことが判明した場合などの事由により、許可が取り消される可能性があります。

当社グループでは中国においても、無船承運(NVOCC)業務経営資格登録、無船承運(NVOCC)業務営業許可を受けており、これらの登録・許可についても不正行為を行った場合に登録・許可が取り消される可能性があります。

本書提出日現在、当社グループはこれらの登録・許可の取消し事由に該当する事項はありませんが、将来何らかの理由により、登録・許可の取消し事態が発生した場合、当社グループの経営及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	所轄官庁等	許認可等の内容	有効期限
第一種貨物利用運送事業	国土交通大臣	事業経営の登録	期限の定め無し
第二種貨物利用運送事業	国土交通大臣	事業経営の許可	期限の定め無し
通関業	所轄地稅関長	事業経営の許可	期限の定め無し
無船承運(NVOCC)業務経営資格登録	中華人民共和國交通部	事業経営の登録	2010年12月7日
無船承運(NVOCC)業務営業許可	中華人民共和國上海工商局	事業経営の許可	2015年11月8日

(その他事業)

(省略)

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 3 【配当政策】

(訂正前)

当社グループは、株主への利益還元の充実、将来の国内外での事業展開及び経営基盤の強化等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的に、各期の連結業績及び配当性向等を考慮しながら適切な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の利益配当につきましては、安定的かつ継続的な配当の基本方針のもと、一株当たり6,500円としております。なお、今後の利益配当におきましては、配当性向30%を目標にしている所存であります。

内部留保資金につきましては、流通加工拠点の展開及び戦略的事業提携をはじめとする将来の成長分野への設備投資や経営基盤強化に伴う資金需要に活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営を推進し、経営基盤の一層の強化を通して株主の皆様のご期待にお応えしている所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成21年10月2日 取締役会決議	70,770	3,000
平成22年5月21日 定時株主総会決議	83,048	3,500

(訂正後)

当社グループは、株主への利益還元の充実、将来の国内外での事業展開及び経営基盤の強化等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的に、各期の連結業績及び配当性向等を考慮しながら適切な利益配分を行っていくことを基本方針としております。

また、毎事業年度の剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記の基本方針に基づき中間配当として一株当たり3,000円、期末配当として一株当たり3,500円とし年間配当6,500円としております。なお、今後の利益配当におきましては、配当性向30%を目標にしている所存であります。

内部留保資金につきましては、流通加工拠点の展開及び戦略的事業提携をはじめとする将来の成長分野への設備投資や経営基盤強化に伴う資金需要に活用するとともに、キャッシュ・フロー重視の経営を推進し、経営基盤の一層の強化を通して株主の皆様のご期待にお応えしている所存であります。

なお、当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成21年10月2日 取締役会決議	70,770	3,000
平成22年5月21日 定時株主総会決議	83,048	3,500